

平成30年度 漁業後継者報償贈呈式



左：安久美希さん（野塚）
右：塚本祐樹さん（清川）

漁業後継者報償贈呈式 ～初の女性後継者も誕生～

議会だより



定例会6月会議

【主な記事】

- 今後の方針を問う（一般質問）…………… 2～5
- 6月会議条例・補正予算等審議 …………… 6～7
- 行政報告、議会報告 …………… 8

平成30年 8月

NO180

一般質問



安楽議員

～義務教育の保護者負担の軽減について～



安楽議員 義務教育の保護者負担の軽減について、教育長に質問させていただきます。新聞報道等では、幼児教育から大学教育までの無償化については、度々目にする昨今ですが、憲法第26条第2項では「義務教育は、これを無償とする。」と規定しています。昭和22年の教育基本法を制定する際、国は「わが国の財政上の都合、その他を考慮し、今日においては授業料を徴収しないことを、憲法の「無償とする」という内容にしたのであって、将来その範囲の拡大については、国力が回復するに従い考えたい」と述べています。また、教科書の無償化については、1960年代に教科書代の返還を求める訴訟があり、これは原告の敗訴に終わりましたが、国が世論に押される形で昭和38年に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律が制定され、段階的に無償化が実現し現在に至っているところですが、憲法に規定する義務教育の無償化の精神が生かされているのか疑問を持つのは私だけでしょうか。現代は、子育てや教育に多額の費用がかかり、子育て世代においては

大きな負担となっていることが、少子化の一因であるとも言われております。以上を踏まえて、町内小中学校の児童生徒それぞれ一人あたりの保護者の負担がどの程度あるのか。また、少子化対策の一環としても何らかの保護者負担軽減施策を展開していく考えがないのか、教育長の所見を伺います。

教育長 義務教育の無償化について私なりに解釈すると、この無償とは昭和39年最高裁判決において、義務教育の無償とは授業料を徴収しないとは解釈することが妥当であるとの判決があり、その他教育に必要な一切の費用の無償を定めたものではないとされており、その他の経費等については、保護者が子女に教育を受けさせる義務として負担するという考え方であると理解しております。ご質問にありますが、町内小中学校の児童生徒それぞれ一人当たりの保護者の負担額がどの程度あるのかについて答弁いたします。保護者負担額については、各学校学年によって違いはありますが、平均しますと小学校では年額6万円、中学校で年

額10万6千円ほどとなっております。この内訳ですが、給食費・PTA会費・スポーツセンター掛金・副教材費などとなっております。このうち給食費は小学校43,800円、中学校53,520円と大半を占めており、副教材費は小学校で1万円程度、中学校で1万4千円ほどとなっております。残りがPTA会費や掛金などとなっております。この他、学年によって宿泊研修や修学旅行費等の負担もあります。本町における保護者負担の軽減策ですが、給食費については平成11年改正以来値上げをしておらず、その間消費税率改正、物価の上昇、原材料の高騰などがあり、現行の給食費では間に合わないことから、その差額を町が負担しております。また副教材費については、個人が占有して使う物が主であり、消耗品や実習用原材料費などは公費で負担しており、保護者負担を少なくするよう努めております。修学旅行費は高度へき地修学旅行費補助を活用し、小学校1人3万円、中学校で1人5万5千円補助しているため、小学校で2万2千円、中学校で2万8千円ほどの個人

負担となっております。昨今では、保護者負担の軽減策として給食費を補助する市町村もありますし、個人が負担したもので学校に残して貰ない、後の学年に使って貰おうなど学校でも工夫しながら取り組んでいるところもありますので、義務教育だから無償にすべきという主張では無く、総合的な政策の中で子育て世代の重圧感を軽減するため、義務教育に係る費用の助成については財政的な問題もありますので、町長部局とも相談しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議員 縷々詳細に説明頂きまして、現在の教育に対する町の負担額というものを今聞きました。この憲法の精神を活かすというのは、あくまでも国の責任であるという風に思っております。この憲法の無償化という事に地方自治の責任を問う、そのような気持ちさらさらありません。しかしながら、将来的にまた世論の中でも、まだまだ無償化できるものはあるのではないかなんなか、そんな思いもあるわけですか。いま教育長の方からも副教材

についての金額も、中学校・小学校と明示されまして理解しましたけれども、私個人的な考えで教科書というのが無償、それに付随する副教材も教科書に属するのではないかと、そのような思いがしておりました。新聞やインターネット上で検索してみたら確かに副教材は義務ではない。これは当然のことですね。無償になっていないという事は、義務ではないから無償にならないということですから。インターネット上ではこんな情報が流れていました。副教材は義務ではない。副教材は買わなくて良いものであります。しかし、副教材を使って教室では授業するので、自分だけ持っていない訳にはいきません。その為、学校に係る費用について市町村で相談に乗ってもらえますから、副教材は買えないから、どうにかしてくれと市町村の教育委員会に相談してください。このような情報が入手されました。我が町の委員会もこのような相談を受ける用意があるのかあるとしたら、実際に相談を受けた事例が過去に何件くらいあったのか、差支えなければお聞きしたいと思います。

教育長 副教材費については、小学校であれば絵具セットだとか算数セット、例えば粘土とかピアニカ等で、ほとんど自分たちで占有して使うようなものがほとんど、その他にはテストですとかワークドリルといったものもあります。また、中学校では資料集だとか製作キット、美術で使うようなキット等が主なものでございます。買えない人がいる場合に教育委員会に相談に来たのかという事でありまして、過去にそういう相談を受けたことはございません。ただ、そういう教材費が払えない、苦しいという家庭については、必要保護という制度がありますので、そちらの方に申請いただければ、給食費、教材費、修学旅行費等とそれらの補助制度がありますので、そういう人にはそういった必要保護制度を使ってもらおうように、今でも学校にはPRしておりますし、これからもそういう制度は続けていきたいという風に思っております。

議員 相談というのは過去には無いという事でありましてけれども、実際に中々こういうのを相談ということで来るケースはないと思います。中々そういうことは出てこないというのが普通だろうと思いませんけれども、だからといって何も無いかと言え、やはり人それぞれ考えがありまして、色々悩んでいる方もあるだろうと思えます。私はここで自治体に責任を持つというのではなくて、こういう声をあげて、政治の方にもという考えがあります。参考までですが、今年の3月6日の北海道新聞にこういう掲載がありました。子供を守る義務教育無償化拡大をというインタビューなんですけど、北大大学院教育学研究員准教授で篠原岳司という方のインタビューが掲載されました。目にされている方もあるかと思えますけれども、私として重要なポイントとして判断しましたので、一部ここで披露してみたいと思えますけれども、そういう声が父兄から、保護者から出てこないという事は色々ありますけれども、まず一つに受益者負担という意識が浸透してしまっていると、先ほど言った教科書の無償化が制定されました。その後は無償の範囲の拡大は進んでい

ません。理由の一つは受益者負担の考えが浸透してしまっただけです。例えば絵具や習字道具など、教育に必要な学用品でも家に持ち帰るようなものは有償でも仕方ないと納得していませんかと、読者に語りかけるような文言ですけれども、そのような長年の習慣、慣習、そういうものはもう保護者に染み付いてしまつて当然なんです。最もそうですよね、我が子が学校へ行つて先生に勉強を習うという事は、やはりありがたい事でもあるし、これくらいの負担はしょうがないという事で、何十年も培ってきたんだらうと思えます。もう一つですけれども、親から声をあげてという小さい見出しで、義務教育は国が最低限のやることを示した学習指導要領に基づいて行われていますと。さらに国は、国民に子どもに教育を受けさせる義務を負わせています。そのうえ、公教育で必要なものは、すべて公費で賄うべきですと、大学の准教授は断言しております。保護者は自治体や国にもっと声をあげていいと思えます。私も思うには、自治体に責任を負わせるのではなく、我々保護者

親たちが声を大にしていかなければならないと、そういうことで私も議員の立場ですから、町民、親、保護者の立場を考慮して代弁させていただいている訳ですけれども、今、我が教育委員会では、十分やれるべきことだけの、財源の限り努力されていることは十分理解できます。だから、親からの声なき声があるという事を念頭に、これからも自治体としても、教育長は会議でも出かけます。その機会に関係機関にこういう声があるという事を、提言してもらうことも一方策でないかなと思います。これからの義務教育が、憲法の改正などを政府側では今、何かしら考えているような機運がありますので、近い将来何らかの改正があると私は信じておりますけれども、地方自治体の方も上部機関に機会があれば提言していただければ幸いです。お願いします。質問を終わらせていただきます。

(以上)



飯田 議員

～小型風力発電施設の設置規制等について～

飯田議員 私からは、小型風力発電施設の設置規制等について質問をいたします。現在出力20キロワット未満の小型風力発電施設の建設が各地で進められており、留萌・宗谷管内でも200基以上の計画があると報道にもありました。特に、日本海側は風が強く、風力発電には適地とみられており、ここ利尻島でも事業者が土地の調査に周っていたとも聞いております。こうした中、管内では施設の乱立や騒音、倒壊事故や住民のトラブル防止など、これらに対応するためのガイドラインの策定が進められております。新聞報道では、利尻富士町でもガイドラインが策定されたところ、自然環境保護・保全の点からも個人的には安堵しておりますが、ご承知のとおり本町は住民の生活域と国立公園保護区が隣接していたり、保護河川・国有林・民有林など今後も利尻富士町として守っていく必要のある区域が多くあると思っております。そこで、策定された指針の具体的内容と、の中で最も強調したい部分について町長の所見を伺います。

町長 昨年、東京都にある民間事業者から、小型風力発電を利尻島に設置したいと事業計画書を持参し役場を訪れ、また、町内に土地所有している住民から風力発電に関する相談や連絡があった事を踏まえ、新聞報道で住民とのトラブルも起きているのこともあり、種々検討した結果、小型風力発電施設に関して何らかの規制が必要であるのとことから、ガイドラインを作成すべきであると判断して、平成29年10月13日付で制定しております。質問にあります策定された指針の具体的内容につきましましては、騒音や電波障害による住民生活への影響を防ぐことや、国立公園を有する本町の自然の風景地保護並びに自然環境及び生物多様性の保全を目的とし、設置者及び管理者が自主的に遵守すべき事項を定めたものであります。ガイドラインは大きく4項目にわたっており、1つ目は対象となる小型風力発電施設等。2つ目は対象地域。3つ目は建設困難区域等。4つ目は建設等における基準の4項目にわたって定めており、小型風力発電施設の設置に関して、ガイドライン対象地域

は町内全域とするものであります。次に、建設困難区域等は、各種法令等の規制で自然環境や景観の保全、埋蔵文化財の保護、良好な生活環境の確保等を勘案し建設困難区域等を定め、この区域においては、小型風力発電施設等の建設の自粛を求めるものであります。なお、建設困難区域等を5つの規制区域ごとに定め、1つ目は法規制等により極めて建設等が困難な区域。2つ目は埋蔵文化財包蔵地のため保護が必要な区域。3つ目は土砂災害警戒区域により極めて建設が困難な区域。4つ目は建築基準法第6条第1項第4号の規定による市街地地区。5つ目は自然保護等から建設等が好ましくない区域と、区分ごとに定め自粛を求めるものであります。次に、建設等における基準として設置者及び管理者が小型風力発電施設等の建設等をするにあたり、遵守を求める基準として9つ定め、1つ目は住宅等との距離で、原則200メートル以上離れること。2つ目は騒音低周波音対策を講ずること。3つ目は電波障害で、テレビ電波等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を

講ずること。4つ目は自然環境で、動植物に与える影響を可能な限り回避すること。5つ目は景観等を著しく阻害しないこと。6つ目は事業説明で、小型風力発電施設等の建設前に、概要等について地域住民に事業説明すること。7つ目は光害、光の害でございしますが、照明器具等を設置する場合は、住民や動植物へ影響を及ぼさないようにすること。8つ目は文化財保護で、建設等の影響から文化財を保護すること。9つ目はその他で、道路法など関連する法律の定めを遵守するとともに、関係機関や近隣自治会との事前協議を十分行うこと。これらを定め遵守を求めるものであります。また、ガイドラインの中で最も強調したい部分についてであります。住民生活への影響、自然景観、自然環境を守るため、建設困難区域等あるいは建設等における基準の具体的な内容を述べさせていただきますましたが、すべてのガイドラインが重要であり、事業者に対し、建設等の自粛遵守を強く求め、利尻島の自然景観、自然環境等を守っていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議員 再質問で、これらに関連した問い合わせ等が、業者なり関係機関から何らかのそういったアプローチがあったのかというのを聞こうと思っていたんですけども、実際、昨年そういう事例があったという事でしたので、それは了解を致しました。色々と規制区域の関係については、かなり厳しくしているというのも、今説明を聞いて実感をいたしました。たまたま新聞報道にあったのですけれども、稚内市につきましては、この設置と運用の基準に関するこれは、指針では無く条例で規定をしております。条例ではある程度そういった罰則規定的なものもありまして、実際撤去だとか、そういった移設撤去の命令も出しているというふうな記事もありましたので、うちの町の場合は、まだ指針でするのでこれらについての罰則規定はありませんので、こういったことがもし、たらればを言ったらきりありませんけれども、それらに対応するような整備も必要なことになろうかなという風に思っています。おりました。ただ一つ、私個人とすれば、この環境の保全の観点から非常に安心して

る部分ではありますけど、逆に町とすれば企業誘致の面だとか、そういった産業おこしの部分では、町おこしにつながる部分も一面あるのかなというふうな、非常に判断が難しい部分なのかなと思いますけれども、指針がこういう形で決められましたので、これからもしそういった業者が来れば相談なり、そういった届けたりというふうなことも謳っておりますので、その辺で判断もされるだろうと思えますけれども、せっかくの国立公園保護区でありますし、やはり見た目、景観こういったものは大事にしていくべきだろうと思えます。もう一度その辺の思いと言いますか、これについて町長にご答弁をお願いしたいと思います。

町長 昨年そういう東京の方の民間事業者が来て、町内の個人の所有地を相当売買してくれという話が、数十件周ったみたいで、そのうち実際売買した方もいるようでございますけど、年が明けて年度も変わって、建設という事にはなっておりませんが、あくまでもこのガイドラインを業者が遵守なり、自粛して守ってくればいいですけども、これは強制力の無いガイドラインでありまして、稚内市の例も出ましたけど、条例といえども、法律の方が上でございますので、業者が稚内市に何十件なりに、私もこの間見してきましたけど、強制力がなという事では、設置されて、その中で住民とトラブルが起きていたというのが事例でございます。なんでこのようないガイドラインを我が町も策定したかとなれば、あくまでも8番議員言われるように、この利尻島の景観或いは自然を守るためには、こういうガイドラインを作って、業者に自粛等を求めるものであるという事は、ご理解頂いたなという事でございますけれども、実際に北電に確かめてみましたら数件はあるみたいで

す。その申請みたいなのが。それは件数は発表できないという事でございますので、何件その利尻島、利尻富士、利尻町もありますけど、申請あったかは定かではございませんけれども、年度が替わってそれらがどのように推移していくというのは、私は分かりませんが、ただ一つ、29年度、30年3月までに申請したものは、1キロワットの単価が55円だそうです。これは結構高い金額で、これで30年4月以降は20円で決定したという事で相当金額も下がったという事では、こういう言葉を使っているのか悪いのか分かりませんが、20円であれば商売にならないのかなという事で、申請もないのかなという風に安堵しているような考えでございますけれども、なんといつても小型と言っても乱立と言いますか、そこまで無いかもしれませんけれども、やはり自然環境で観光を売り出している島なので、もしそういう業者がいたら、我が町のガイドラインを守っていただいて、建設を断念していただきたいなという風に思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

(以上)



【条例の一部改正】

※国民健康保険税率の改正など

『6月会議(6月22日)』

□利尻富士町国民健康保険条例の一部改正
制度内容の変更に伴う、保険税率等の改正等

【原案可決】

□利尻富士町地域防災・複合交流施設「本泊小学校」設置条例の一部改正
今後、施設の設置目的に適合する使用も想定されるため、営業目的の使用料を設定する改正

Q 戸嶋議員 1時間400円という金額ですが、広い施設のどこをどう使っても1時間400円か。

A 総務課長 りぷらに置き換えますと1室1時間当たりという事になっています。広さは若干違いがありますが、ども、今回申請が来ている段階では、1室の使用で申請が来ているので、1室1時間当たりの料金で設定しています。

Q 戸嶋議員 同じ日に複数の人が使う場合は、その仕切りなどは検討されていないのか。

A 総務課長 仕切ることになれば2つになると考えられますが、どこの部屋を使うかによって違うと思いますが、今の想定では1室1時間当たりということで設定を考えています。

【原案可決】

専決処分

□利尻富士町税賦課徴収条例の一部改正の承認
個人住民税の非課税の範囲に係る規定、法人税の地方税関係手続きに係る規定、固定資産税の税負担の調整に係る規定の整備

【原案可決】

□平成29年度利尻富士町一般会計補正予算(第6号)の承認
歳入歳出にそれぞれ1億1,605万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ50億9,412万9千円と定める

【原案可決】

□平成29年度利尻富士町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の承認
歳入歳出にそれぞれ1,092万2千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億8,607万円と定める

【原案可決】

□平成28年度利尻富士町介護サービス特別会計補正予算(第3号)の承認
歳入歳出からそれぞれ293万1千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億8,646万2千円と定める

【原案可決】

その他

□鷺泊・鬼脇辺地に係る総合整備計画の変更
変更内容 道路、観光レクリエーション施設、高齢者福祉施設における事業費の変更等

【原案可決】

報告

株利尻島振興公社の経営状況の報告
地方自治法に基づく平成29年度決算並びに平成30年度事業計画等の報告

議会日誌

4月20日	広報・広聴常任委員会 利尻富士町観光協会総会	6月9日	利尻山登山コース・ 入山安全祈願祭
22日	利尻島おしどまり会(札幌市)	10日	鬼脇地区合同運動会 鷺泊中学校運動会
5月11日	広報・広聴常任委員会	12日	北海道離島振興町村議会議長 会及び北海道町村議会議長会 (札幌市)
15日	宗谷管内町村議会議員研修会 (豊富町)	14日	戦没者追悼式
17日	商工会通常総会	15日	議会運営委員会 広報・広聴常任委員会
20日	利尻富士町消防団消防演習	17日	鷺泊小学校運動会 陸上自衛隊第2師団創立記念 式典(旭川市)
22日	漁業後継者報償贈呈式		
30日	議会報告・意見交換会(鷺泊)		
31日	消防後援会役員会及び 鷺泊救難所後援会役員会		
6月2日	利尻島一周悠遊覧人G前夜祭		

6月会議補正予算審議(要約)

総務費

土地測量業務の内容について

栄町地区の土地の分筆測量を実施

Q 藤井議員 土地測量業務委託料とありますが、町の財産は大変な数量を持っていると思うが、今回、測量委託されるのはどの場所で、何パーセントぐらいに相当する測量になるのか。

A 建設課長 委託料という事で、栄町地区の町有地を分筆のための分割測量という事で、面積が1,665.43平方メートル。それを3筆に分筆する測量です。

総務費

行幸啓について

正式発表後に住民へ周知したい

Q 藤井議員 行幸啓経費の需用費1,000万円を計上していますが、8月に天皇陛下が来島するというニュースが流れているので、おそらくこれに関する事だろうと思いますが、この中に一部町道などの補修工事とか、そういうものも含まれているのか。また、行事関係がかなり入ると思うが、例えば記念に何か植樹されるとか、そういうプログラムのなものなのはどういうようになっていくのか、是非広く住民に知らしめるような答弁をお願いします。

A 総務課長 おっしゃるとおり、天皇皇后両陛下の利尻島ご視察にかかる経費でございます。当然町道の補修も視野に入れております。記念植樹等といったプログラ

ム的なものはまだ示されておりませんので、宮内庁からと思いますが、示された段階で広く町民にお知らせすることにはしたいと考えています。

Q 藤井議員 行幸啓については、マスコミの方がどんな報道されていって、肝心の迎える町民が爪弾きのような感じに思う訳です。すでにオタトマリの棧橋が道の予算だと思いますが、改修が実際行われていますし、トイレについても工事が行われているという事で、その周辺に係る事業者等にとっても非常に関心のあるところで、実際に天皇陛下がいらした時には、従業員の身分調査までされるのではないかと懸念を持っている人もかなりいる訳で、そういうことを含めると、早い段階で情報は町から流して頂いて、働いている人にも安心感を与えるような、プログラム等を示して頂けないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

A 町長 我々の所には、まだ8月の下旬に来る予定という事での報道にあつた事しか来ていないので、ここで私が8月の何日に来るという事は申し上げられないところでございます。また、行幸啓経費の1,000万円については、行幸啓で来島されるという予定のもとで予算を組んでおりまして、予算が無ければ何事も物事が進みませんので、まだどういう経路で行幸啓が行われるかという事も実際に来ておりませんので、もし町道の一部を使うのであれば、それに対応しなければならぬだろうという事で予算をあらかじめ計上している訳で、もし行幸啓が無ければこの予算は使われないという風になります。その辺をご理解していただきたいと思えます。また、沼浦の棧橋・トイレの関係では、行幸啓というよりも、議会もそうございましたけど、数年来北海道或いは環境省に対して、早く沼浦のトイレ・棧橋等を改修して下さいという事を強く要望していたことで、昨年度からトイレ、今年も棧橋が予算が付いたという事でご理解願いたいと思えます。また、町民の方々も色々と気を揉んでい

るようなことも私も聞いておりますけれども、あくまでもまだ予定という事でございますので、正式に発表があればその時点で町としても色々町民に対してご協力いただく事も沢山ありますので、正式に発表があつた段階で町から周知したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

一般会計に3,548万9千円を追加し、
総額47億3,798万9千円に(可決)

補正予算

一般会計補正予算(第1号)の主な内容

〈歳出〉

▽総務費	行幸啓経費	1,000万円
	自治会館等整備事業補助金 (沼浦・栄町2・鬼脇1・二石)	205万3千円
▽農林水産業費	海岸漂着物処理業務委託	380万円
▽土木費	空港管理費	1,300万円

〈歳入〉

特別交付税(1,000万円)、道支出金(16,420万円)、寄付金(133万円)、雑入(118万円)ほか

行政報告

編集後記

5月末に106年ぶりの熊騒動。いまだ見つからず秋以降になるか。1年以上のモリカケ騒動の国会も終わり、IR法案、議員6名増で終了とは情けない。記憶にない、記録にないで世間を渡れるなら真似しない手はない。公文書とは何であったのか。7月に入ると200人以上の死者を出した西日本の大豪雨。その後の40度以上の気温になるところもある猛暑列島。8月まで続き熱中症で何人死者が出るのか心配だ。はたして2年後のオリンピック無事開催されるのか疑問だ。炎天下の8月4日、現天皇皇后両陛下が来島し行幸啓されるのは、島の有史以来初めてであり大変慶賀なことで、島民一同の喜びである。戦後70余年平和を祈念した最後の旅に利尻島が選ばれたことは感慨深く感無量である。避暑と自然の触れ合いを求めて再訪されることを願い、旅の無事を祈る。

広報・広聴常任委員会一同

議会に行こう!

議会傍聴は議会活動に触れるもっとも身近な方法です。皆さんの選んだ議員の活動や行政の方針などを是非ご覧ください。会議当日の受付で傍聴できますので、役場3階傍聴席入口までお越しください。



広報・広聴常任委員会

委員長／佐々木 勝
副委員長／白戸 浩明
委員／安楽 昌弘 藤井孝二郎
伊藤 信勝 戸嶋 郁夫
岡本 晴樹 飯田 睦穂
前田 芳久

議会の詳しい情報は利尻富士町ホームページへ
<http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp>

利尻空港利用状況

	3月	4月	5月
HAC	1,546	1,326	1,319
搭乗率	79.5%	79.9%	87.3%
(前年同月比)	(-56人)	(232人)	(-155人)

平成29年度各会計収支状況（見込み）

一般会計		25,826千円	
特別会計	簡易水道事業	371千円	下水道事業 809千円
	港湾整備事業	209千円	温泉事業 77千円
	国民健康保険事業	10,795千円	後期高齢者医療 440千円
	介護保険事業	6,970千円	介護サービス 3,023千円
	歯科施設	2,145千円	国保施設 633千円

※すべての会計で黒字決算

北海道子ども民族芸能全道大会に南浜獅子神楽保存会が出演

8月5日・札幌市に於いて、北海道150周年記念式典に併せて実施される、北海道子ども民族芸能全道大会に南浜獅子神楽保存会が、全道他の4団体と共に出演することが決定し、子ども10名、保護者を含め総勢16名で参加します。

叙勲受章者について

- ・瑞宝単光賞（消防団功労） 東山栄一氏（旭浜）
- ・瑞宝単光賞（消防団功労） 熊谷時光氏（石崎）

「議会報告・意見交換会」を開催

町民の皆様からのご意見・ご提言を直接聴く場として「議会報告・意見交換会」を5月30日（日）に開催しました。出席者の皆様から出されました意見、提言については、定例会6月会議で所管事務調査報告書として町側にも報告し、また議会でも発言させていただいております。

ご多忙中のところ、ご出席いただき大変ありがとうございました。

前田議長 会長に就任!

去る7月20日に東京都で開催された、全国離島振興市町村議会議長会総会において、同議長会理事である前田議長が満場一致で会長に選任されました。

■議員の派遣

○北海道町村議会議長会主催の
全道町村議会議員研修会（札幌市）
7月2日から7月4日まで

～全道町村議会議員研修報告～

歴史家で作家でもある「加来耕三氏」による「明治維新から150年、現在そして未来を考える」、TVのコメンテーターとしても活躍している日本大学法学部教授の「岩井奉信氏」による「現代日本政治と政局のゆくえ」と題した2名の講師による貴重な講演は、出席議員の今後の活動を促す大変興味深い内容でした。